

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 27・地方税 29(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台 60 万円以上)又は器具・備品(1台 30 万円以上)を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を認める措置。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和5年3月 31 日までとする。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 2 租税特別措置法施行規則第 5 条の 10) 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 3、第 39 条の 45 の 4 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8、第 22 条の 30)
5	担当部局		医薬・生活衛生局生活衛生課、健康局健康課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和2年8月 分析対象期間:平成 29 年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長 (平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長) 平成 29 年度 2 年間の延長 (平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長) 平成 31 年度 適用要件に所要の見直しを行った上で、2年間の延長 (平成 33 年 3 月迄の適用期間の延長)
8	適用又は延長期間		令和3年4月1日～令和5年3月31日 (2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。)について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成 24 年3月 30 日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成 24 年 10 月 26 日)</p> <p>・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p>														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>5,136</td> <td>5,337</td> <td>5,166</td> <td>5,000</td> <td>4,840</td> <td>4,686</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	5,136	5,337	5,166	5,000	4,840	4,686
	平成 29	30	令和 1	2	3	4											
適用件数	5,136	5,337	5,166	5,000	4,840	4,686											
		② 適用額	<p>(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>99</td> <td>93</td> <td>90</td> <td>87</td> <td>84</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用額	99	93	90	87	84	82
	平成 29	30	令和 1	2	3	4											
適用額	99	93	90	87	84	82											

③ 減収額

(単位：億円)

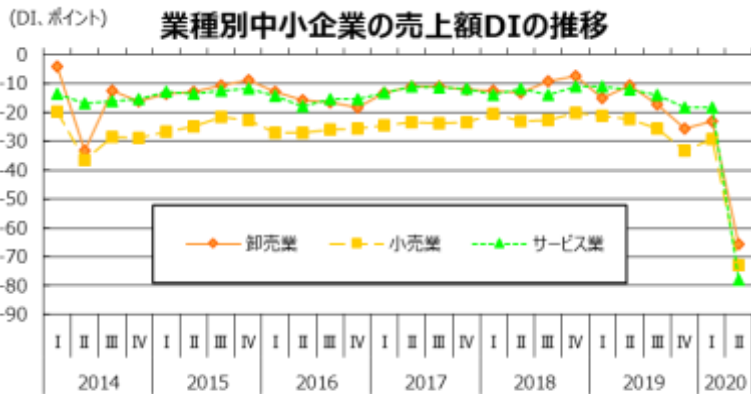
	平成 29	30	令和 1	2	3	4
法人税	32	32	31	30	29	28
法人住民税	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6
法人事業税	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1

(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小商業・サービス業の売上高DIは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、リーマン・ショック時を下回る過去最低水準となっている。本税制は売上額を下支えしており、先行きも不安定な中で、引き続き支援が必要。



資料：中小機構「中小企業景況調査」

(年次)

(注) 前年と比べて売上高が「増加」と回答した企業の割合から、「減少」と回答した企業の割合を引いたもの。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。

なお、これまでの利用実績として、「画像識別機能付き POS レジ」を導入し、レジ精算の効率化、接客サービスの向上(飲食サービス業)、「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上(介護業)等の活用実績が見られる。

⑤ 税収減を是認する理由等

本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。

なお、これまでの利用実績として、「画像識別機能付き POS レ

			<p>ジ」を導入し、レジ精算の効率化、接客サービスの向上（飲食サービス業）、「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上（介護業）等の活用実績が見られる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、商工会議所等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としていること、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月